

「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、毎月お客様が指定する日（以下、「振替日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定した金額（以下、「振替額」といいます。）を、お客様が指定する引落口座（以下、「振替口座」といいます。）から引き落とし、特定の投資信託受益権（以下、「投資信託」といいます。）を自動的に取得する取引に関する取決めです。

この取引を定期定額購入取引（名称「JAの投信つみたてサービス」。以下、「本サービス」といいます。）といたします。

第2条（本サービスの選定銘柄）

本サービスによって買付けができる投資信託は、当組合が本サービスの対象として選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。

- 2 お客様は、選定銘柄の中から1銘柄以上の買付けを希望する銘柄（以下、「指定銘柄」といいます。）を指定し、申込みを行うものとします。

第3条（申込方法）

お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。

- 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。
- 3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。

ただし、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第2条の2に定める特定銘柄に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において1契約、それ以外の契約において1契約の最大2契約に限るものとします。

第4条（振替額の引落とし）

振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。

- 2 振替額を振替口座から引き落とす場合には、普通貯金通帳、同払戻請求書または小切手によらず当組合所定の方法で行うものとします。
- 3 振替日が当組合の休業日に当たる場合は、その翌営業日を振替日とします。
- 4 1指定銘柄当たりの振替額は5,000円以上1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落としがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価（振替額から、第5条第4項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第5項において同じ。）の各年の合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申し込む場合は、申し込む全銘柄の購入代価の各年の合計額）が120万円を超えることとなるような振替額の指定はできません。
- 5 年6回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引き落とし、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、年2回までとします。また、つみたて投資枠で買付けしようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年の合

計額が120万円を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。

- 6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額に満たないときは、引落しは行いません。また、本サービスにおける振替口座からの引落しに当たっては、総合口座取引規定あるいは当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等に定める当座貸越ならびにJ Aバンクカードローン融資約款等に定める自動融資は適用されません。ただし、指定銘柄が複数ある場合において、振替額の合計額に満たないときには、優先順位を当組合が決め、必要金額を引き落とします。なお、引落しが不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。
- 7 振替口座の残高不足等の理由で、振替額の引落しが成立しなかった場合は、当組合からお客様への通知は特にしません。
- 8 本サービスの振替口座から振替日に複数件の引落し（本サービス以外による引落しも含みます。）をする場合に、その総額が振替口座から引き落とすことのできる金額を超えるとき、そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。

第5条（買付方法、時期および価額）

当組合は、振替口座からの振替額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当組合がお預かりし、当該指定銘柄の買付けを行います。

- 2 当組合は、振替日から起算して4営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。なお、買付日および買付価額は当該指定銘柄の目論見書によるものとします。

また、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づきつみたて投資枠での買付けまたは成長投資枠でのつみたてによる買付けをする場合、当年12月分の引落しによる買付けが翌年の勘定に入ることとなる場合があります。

- 3 前項にかかわらず、指定銘柄の買付申込みの受付を投資信託委託会社が受けない場合または取り消した場合には、買付けの申込みは不成立となります。
- 4 当組合は、振替額の中から、当該指定銘柄所定の手数料および消費税等を差し引くものとします。

第6条（指定銘柄の振替および収益分配金の再投資）

指定銘柄の振替および収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定および投資信託累積投資規定に基づき行うものとします。

第7条（取引および残高の通知）

当組合は、第5条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の取引ごとおよび銘柄ごとの約定日、買付数量、買付単価、買付金額、受渡日および買付合計金額、取得合計口数、残高明細等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

第8条（本サービスの停止）

当組合は、次の各号の事由が発生した場合、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ① 投資信託委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。
- ② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当組合が本サービスを提供できないとき。
- ③ その他やむを得ない事情により、当組合が本サービスの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。

第9条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当組合は当該銘柄を選定銘柄から除外することができます。この場合、当組合は、当該銘柄を本サービスで買い付けているお客様に当組合が適当と認める方法により遅滞なくご案内するものとします。

- ① 当該銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合。
- ② 当該選定銘柄の買付口座数が当組合所定の口座数以下となった場合。
- ③ その他当組合が必要と認める場合。

第 10 条（申込内容の変更等）

お客様は、振替日の 5 営業日前までに当組合所定の手続きによって当組合に申し出ることにより、本サービスの中止・変更を行うことができます。

第 11 条（取引の制限等）

当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

第 12 条（「JAの投信つみたてサービス」の解約）

本サービスは、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。
 - ② お客様が本サービスを 1 か年以上利用しない場合。
 - ③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。
 - ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。
- 2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。

なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができることとします。

- ① 当該約款第 17 条第 1 項第 1 号または第 2 号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日
- ② 当該約款第 17 条（第 1 項および第 2 項を除きます。）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日
- ③ お客様が当該約款第 5 条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日

第 13 条（その他）

当組合は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子を支払いません。

- 2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定（当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。）または指定銘柄の目論見書による

ものとしします。

なお、当組合の当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款のほか本規定にも従います。ただし、当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当組合ホームページ等に掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

以 上

2026 年 9 月 1 日

J Aバンク投信ネットサービス利用規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、J Aバンクが提供する「J Aバンクアプリ」または「J Aバンクホームページ」において「J Aバンク投信ネットサービス」（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただく際の取決め（以下、「本規定」といいます。）です。

- 2 お客様がご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、当組合が定める投資信託総合取引規定、同規定第2条に掲げる各約款・規定、J Aバンクアプリ利用規定、J AサービスID利用規定および即時口座振替サービス利用規定等の定めるところによります。

第2条（本サービスの内容）

お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。

- ① 投資信託口座の開設
- ② 非課税口座の開設
- ③ 投資信託の買付け・解約
- ④ J Aの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約、変更、廃止
- ⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。）
- ⑥ 分配金取扱方法の変更
- ⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送）
- ⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス

第3条（法令等の遵守）

お客様は、本サービスのご利用に当たり、本規定のほか日本国内の諸法令ならびに金融商品取引所、投資信託の取引等の規制を行う団体等の諸規則等（以下、「法令等」と総称します。）を遵守するものとします。

第4条（本サービスの利用の申込み）

お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。

- ① 日本国内に居住する個人であること。
 - ② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第2条第1号に定める投資信託口座の開設および同第2号に定める非課税口座の開設はご利用いただけません。
 - ③ J AサービスIDを保有していること。
 - ④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。
 - ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。
- 2 当組合は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当であると認めた場合には、本サービスのお申込みをお断りすることがあります。

第5条（設備等）

本サービスを利用する際にお客様がご利用することができる機器（コンピューター、通信機器、電話回線等を含みます。）、ソフトウェア等は当組合所定のものに限られます。

- 2 お客様は、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用するに当たり必要となる前項に定めた機器およびソフトウェアの取得・設置・管理等を行うとともに、電話料金、専用回線使用料、その他の一切の費用を負担するものとし、当組合はこれらの事項について、一切の責任を負いません。

第6条（第三者による利用の禁止等）

- お客様は、口座名義人であるお客様以外の者（お客様の配偶者や親族を含みます。以下、「第三者」といいます。）に本サービスを利用させることはできないものとします。
- 2 お客様は、本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、第10条に定めるお客様の投資信託の取扱店に速やかに連絡し、本サービスの停止等必要な措置をお申出いただくものとします。
- 3 当組合は、お客様による本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた、または、そのおそれがあると認めた場合は、通常行われる連絡手段によりお客様に通知するとともに、お客様による本サービスのご利用を一時的に停止できるものとします。これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。
- 4 前項による一時的なご利用の停止は、当組合がお客様のご利用の状況が確認でき、利用再開に当たって支障がないと認めた場合、停止を解除することとします。

第7条（電子メール送信のご同意）

お客様は、JAサービスIDおよび本サービスでご登録いただいた電子メールアドレス（以下、「メールアドレス」といいます。）へ当組合が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。

- ① お客様がメールアドレスをご登録またはご変更されたときに、当組合からメールアドレスの確認を行うための通知
- ② 本サービスを提供するに当たり必要な投資信託の取引に関する情報
- ③ その他本サービスに付随する情報等

第8条（利用時間）

お客様が本サービスをご利用いただける時間は、当組合が定める時間とします。

第9条（契約成立時点）

- 本サービスにかかる契約は、お客様の申込みに基づき、当組合がシステムへ登録したときに成立するものとします。
- 2 前項の記載にかかわらず、当組合の投資信託の取扱店舗の窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただく場合は、お客様が本サービスによる最初の投資信託の購入、解約、投信つみたてサービスの新規契約・変更・廃止のいずれかの取引の申込みを、当組合のシステムへ登録したときに本サービスにかかる契約が成立するものとします。

第10条（投資信託の取扱店）

当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合、お客様の投資信託の取扱店（お客様の投資信託口座が帰属する店舗をいいます。以下同じ。）は、原則、お客様が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗となります。

ただし、お客様が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗が当組合が当局に届け出た投資信託の取扱店舗でない場合は、当組合が指定する店舗をお客様が取引される投資信託の取扱店とさせていただきます。

第11条（印鑑の届出）

当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合、印鑑の届出は、投資信託総合取引規定第3条の規定にかかわらず、不要とします。

ただし、投資信託にかかる手続き等のためにお客様が取扱店に来店される場合等で、お客様が最初に対面での投資信託の買付け、解約等の取引、届出、手続き（以下、「対面取引」といいます。）の依頼をされるときには所定の印鑑届により印鑑（以下、「お届け印」といいます。）を届け出るものとし、それ以降、対面取引等の場合は、お届け印を使用することとします。

第12条（債券口座保有の場合の留意事項）

当組合に投資信託口座未開設かつ債券口座を有するお客様が本サービスにより投資信託口座（特定口座）を開設される場合、特定口座約款第8条第1項ただし書きにかかわらず、国債の利子を源泉徴収選択口座に受け入れます。

- 2 当組合に投資信託口座未開設かつ債券口座（特定口座開設済）を有するお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合で、投資信託口座と債券口座とが異なる店舗に帰属する状態となるときは、お客様は速やかに投資信託口座と債券口座とが同一の店舗に帰属するように移管の手続きをとるものとします。

第13条（対面取引と非対面取引）

当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設された場合で、対面取引を行うときは、その同一の投資信託口座を使用するものとします。

当組合の取扱店窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただく場合は、その同一の投資信託口座を使用するものとします。

投資信託口座では対面取引と非対面取引の区別なく投資信託の残高管理を行います。取引報告書、取引残高報告書等のお客様あて帳票（以下、「取引報告書等」と総称します。）には対面取引と非対面取引の区別なく記載されます。

第14条（投資信託取引における目論見書等の記載事項の提供方法）

本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等の記載事項の提供は、電磁的方法により行うものとします。

ただし、お客様から紙による交付を希望される旨の意思表示があった場合には、紙で提供します。

- 2 前項の電磁的方法による提供は、PDF形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。PDF閲覧ソフトおよび第5条で定める環境が必要となります。
- 3 電磁的方法により提供した書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。

第15条（取引報告書等の電子交付）

取引報告書等について、お客様は、書面の郵送による交付方法に代えて、電子情報処理組織を使用して取引報告書等の交付を受ける方法（以下「電子交付サービス」といいます。）に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。また、電子交付サービスを書面の郵送による交付方法に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。なお、上記の変更は本サービスにおいてのみ行うことができ、対面取引ではできません。

- 2 電子交付サービスを行う対象書面および内容は、JAバンクホームページに提示する方法その他相当の方法で公表します。
- 3 電子交付の方法は前条第2項で定める方法と同様とし、前項で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。
- 4 電子交付サービスによる書面は、閲覧可能となる日から5年間（法令等に定める閲覧期間がこれより長期となる場合は当該法令等に定める閲覧期間）、閲覧できるものとします。ただし、法令等に閲覧期間の定めがない書面については、当組合の判断により閲覧期間を別途設定する場合があります。

第 16 条（取扱ファンド）

お客様が本サービスを利用して買付け等を行うことができる投資信託の銘柄は、当組合が定める範囲とします。

第 17 条（注文の受付）

お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付け・解約等の注文は、注文の内容入力後、お客様がその内容の確認入力をされ、その入力内容を当組合が受信した時点をもって受け付けたものとします。

2 前項の注文が当組合所定の時限を過ぎて受け付けた場合は、翌営業日の注文申込みの取扱いとなります。

第 18 条（受注できない場合）

次に掲げるいずれかに該当する場合は、注文をお受けしないことがあります。

- ① お客様から注文を受けるに当たり、法令等に基づきお客様への交付が必要な書類をお客様が受領（第 14 条の電磁的方法による提供を含みます。）していることを確認できない場合。
- ② お客様が当組合に対する債務の履行を怠っている場合。
- ③ その他受注することが適当ではないものと当組合が判断した場合。

第 19 条（注文の取消し）

お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付け・解約等の注文の取消しは、当組合が定める時間内にお客様が本サービスにより行うことができるものとします。

なお、本サービスを利用して取り消すことのできる注文は、本サービスを利用して行った投資信託の買付け・解約等の注文に限ります。また、本サービスを利用して行った投資信託の買付け・解約等の注文を対面取引で取り消すことはできません。

第 20 条（注文の執行）

お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しは当組合の定める時間に速やかに執行します。

2 当組合は、お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しが次のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行または処理を行わない場合があります。

- ① 買付注文の場合で即時口座振替サービスによる口座引落しができなかったとき。
- ② 当該注文が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当組合が認める場合。
- ③ 当組合が取引の健全性に照らし、不相当と認める場合。

第 21 条（受渡代金の受渡方法）

お客様が本サービスを利用して行った買付注文にかかる購入代金は、注文の受付時に即時口座振替サービスにより指定貯金口座から引落しを行います。

2 お客様が解約代金・償還金・収益分配金を受け取る場合は、当組合はおお客様の指定貯金口座に入金します。

第 22 条（届出事項の変更等）

お客様の氏名、住所、届出印、その他の届出事項に変更があったときは、お客様はおお客様の投資信託の取扱店に所定の手続きによって遅滞なく届け出るものとします。

また、お客様が登録されたメールアドレスに変更があったときは、お客様は J A サービス I D からメールアドレスの変更登録を遅滞なく行うものとします。

この届出や変更登録の前に生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

2 お客様が居住者に該当しなくなる場合は、出国前にお客様の投資信託の取扱店に所定の手続きによって届け出るものとします。

3 届出のあった住所あてに当組合が通知または送付書類を郵送した場合には、延着または到達しなかった

時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

- 4 届出のあったメールアドレスあてに当組合が電子メールを送信した場合には、通信事情などの理由により延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

第 23 条（本サービスの停止）

当組合は、本サービスが不正に使用される恐れがあると当組合が判断した場合や、当組合が求める本人確認手続きに応じただけでない場合等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当組合はいつでも、お客様に事前に通知することなく、本サービスのすべて、または一部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

- 2 当組合の取扱店窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただいた場合、または、当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設された後取扱店に印鑑の届出をされた場合で、取扱店に印鑑紛失のご連絡をいただいたときは、当組合は不正取引防止のために本サービスを含むお客様の投資信託の取引を停止します。この投資信託の取引の停止はお客様からの印鑑の発見または印鑑の変更の届出を受けて解除します。なお、これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

第 24 条（サービス内容の変更等）

当組合は、あらかじめお客様に通知することなく、本サービスの内容を変更することがあります。

- 2 当組合の判断により、すべてのお客様に対して、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

第 25 条（取引の制限等）

当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

第 26 条（本サービスの解約）

投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合、もしくは次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。

- ① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。
- ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。
- ③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。
- ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。
- ⑥ 相続の開始があったとき。

- ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。

第 27 条（免責事項）

当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。

- ① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。
- ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。
- ③ 当組合または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。
- ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。
- ⑤ 第三者により J Aサービス I Dまたはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。
- ⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。
- ⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。

第 28 条（規定の変更）

本規定は、民法に定める定型約款に該当します。本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第 29 条（合意管轄）

本規定に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2026 年 4 月 13 日

タブレット端末等による投資信託取引特約

第1条（本特約の適用範囲）

本特約は、当組合が所有、管理する電子計算機の端末（パソコン、タブレットを指し、以下、「タブレット端末等」といいます。）で、各種投資信託取引を行うお客様との取引に適用されます。

- 2 本特約は、「投資信託総合取引規定」その他の関連規定に定める記名押印による申込手続きに代えて、タブレット端末等を用いた方法による申込みを認めることを目的とするものであり、これらの規定と抵触する場合には、本特約の定めが優先して適用されます。
- 3 本特約に別段の定めがない場合は、本特約に矛盾しない限度で、諸法令ならびに「投資信託総合取引規定」、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「外国証券取引口座約款」、「特定口座約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」、「投資信託累積投資規定」、「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」および「JAバンク投信ネットサービス利用規定」の各規定に従うものとします。

第2条（取扱範囲）

当組合がタブレット端末等による投資信託取引で取り扱う取引の範囲は、当組合の窓口において取り扱う範囲のうち当組合が定めるものとします。ただし、口座解約、公共債口座を開設済みのお客様の投資信託口座の開設、閉鎖済みの投資信託口座の再開設、廃止通知書による非課税口座の開設については、タブレット端末等による投資信託取引で取り扱う取引の範囲からは除かれます。

第3条（取扱商品）

お客様が本サービスを利用して買付け等を行うことができる投資信託の銘柄は、当組合が定める範囲とします。

第4条（タブレット端末等による投資信託取引の申込方法）

お客様が、タブレット端末等による投資信託取引を行うときは、タブレット端末等に表示された取引内容を確認のうえ、タブレット端末等上にご記名（以下、「電子サイン」といいます。）をいただきます。

- 2 電子サインは、「投資信託総合取引規定」その他の関連規定に定める記名押印に代わるものとし、電子サインがなされた場合には、当該規定に基づく記名押印があったものと同一の効力を有するものとします。
- 3 当組合は、電子サインをいただくことをもってお客様の意思確認とします。
- 4 当組合は、タブレット端末等により取得した取引情報および電子サインにかかる電磁的記録を、法令および当組合所定の方法により保存するものとし、当該電磁的記録は、お客様の申込内容および意思表示の証拠として取り扱われるものとします。

第5条（本人確認等）

お客様が、タブレット端末等による投資信託取引を行うときは、お取引の都度、本人確認資料（住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類）をご提示いただきます。

- 2 当組合は、お客様があらかじめお届けいただいた氏名、生年月日、住所と本人確認資料の一致をもって、投資信託口座名義人本人とみなします。
- 3 当組合が、前二項の本人確認資料について相当の注意をもって確認し、当該資料の内容と届出情報との一

致を確認したうえで取扱いを行った場合には、当該取引は口座名義人本人による有効な申込みとして取り扱います。

第6条（口座振替の利用）

タブレット端末等による投資信託取引における振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。

第7条（免責条項）

当組合が、第5条の本人確認および第4条第4項に定める電磁的記録の保存を適切に実施し、かつ相当の注意をもって取扱いを行った場合には、電子サインが口座名義人本人の意思に基づかないものであったことその他の事故があっても、当組合は、当組合に故意または重大な過失がある場合を除き、そのために生じた損害について責任を負いません。

第8条（特約の変更）

本特約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他の相当の方法により周知します。

以 上

2026 年 9 月 1 日

投資信託総合取引規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、投資信託受益権（以下、「投資信託」といいます。）および外国投資信託受益証券（以下、「外国投資信託」といいます。）に関する取引について、お客様と当組合との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

この規定に別段の定めがないときには、その他約款・規定によるものとします。

第2条（投資信託総合取引の利用）

お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。

- ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定
- ② 外国証券取引口座約款
- ③ 特定口座約款
- ④ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
- ⑤ 投資信託累積投資規定
- ⑥ 「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定
- ⑦ J Aバンク投信ネットサービス利用規定

第3条（申込方法等）

お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。

- 2 前項の申込みに当たっては、投資信託にかかるお客様の口座（以下、「振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。
- 3 お客様が外国投資信託の取引をされる場合には、前項のほか外国証券取引口座の開設も併せて申し込むものとします。
- 4 第1項の申込書に押印する印鑑は、第6条に定める指定口座にかかるお届出の印鑑と同一の印鑑（以下、「お届出印」といいます。）とします。

第4条（反社会的勢力との取引拒絶）

投資信託総合取引は、第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第11条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。

第5条（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・成年後見人（以下、「成年後見人等」といいます。）の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合においても、前二項と同様に、直ちに書面により届け出てください。
- 4 前三項までの届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合においても、直ちに書面により届け出てください。

5 前四項までの届出の前に生じた損害について、当組合は責任を負いません。

第6条（指定口座の取扱い）

お客様が、投資信託総合取引の申込みをされる場合には、投資信託総合取引にかかる投資信託または外国投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当組合が認める場合を除き、あらかじめ指定された貯金口座（以下、「指定口座」といいます。）を通じた引落しの方法によることとします。

この場合、個人のお客様については、自動引落しの方法によることとし、指定口座にかかる貯金規定にかかわらず、小切手または貯金払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。

なお、指定口座は当組合本支店におけるお客様名義かつ本人確認済みの普通貯金口座または当座貯金口座とします。指定口座以外からの引落しを希望される場合は、別途購入申込書による申込みが必要になります。

- 2 投資信託総合取引にかかる投資信託または外国投資信託の解約代金、買取代金、収益分配金等の果実および償還金等については、当該金額より所定の手数料と手数料にかかる消費税、信託財産留保額、所得税、住民税等を差し引いたうえ、指定口座に自動的に入金します。
- 3 指定口座を変更するときは、当組合所定の書面により届け出てください。
- 4 当組合が、投資信託または外国投資信託の収益分配金・償還金・解約代金等を支払う場合で、指定口座に入金するときは、取引報告書（契約締結時交付書面）およびその他書面により入金金額等の明細を記載して送付しますので、その内容をご確認ください。

第6条の2（指定口座の管理）

お客様は、前条の指定口座（その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。

- 2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。
- 3 お客様が前項の手続きを取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。

第7条（取引残高報告書等の送付）

投資信託総合取引の申込みをされ、投資信託または外国投資信託の残高があるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を送付します。ただし、投資信託または外国投資信託の残高はあるものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。

- 2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当組合に請求されたときは、取引にかかる受渡決済後遅滞なく交付するものとします。
- 3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の約定年月日、受渡年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額などが記載されています。
- 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただいたものとして取り扱います。
- 5 当組合は、第1項にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に關す

る事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当組合が定めるところにより取引残高報告書の送付を行わないことがあります。

- 6 当組合が届出のあった名称、住所にあてて取引残高報告書等の書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第8条（免責事項）

当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 次条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 当組合所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害
- ③ 当組合所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに应じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定第17条の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第9条（届出事項の変更）

お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続きにより届け出てください。

- 2 前項により届出があった場合、当組合は運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、個人番号カード、その他必要と思われる書類等をご提出またはご提示いただくことがあります。また、所定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替または換金、外国投資信託の払出しまたは換金、契約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届出印、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第10条（取引の制限等）

当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認め

る場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

第 11 条（投資信託総合取引の解約）

投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第 4 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、お客様の投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約によって生じた損害について、当組合は責任を負いません。

- ① お客様から投資信託総合取引の解約の申出があったとき。
- ② お客様から振替決済口座の解約の申出があったとき。
- ③ お客様が所定の手数料を支払わないとき。
- ④ お客様に相続の開始があったとき。
- ⑤ お客様がこの規定の定めに違反したとき。
- ⑥ 振替決済口座および外国証券取引口座におけるお客様の投資信託または外国投資信託の残高が一定期間以上ないとき。
- ⑦ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

- イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- ホ その他イからニに準ずる行為

- ④ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ⑤ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ⑥ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - ⑦ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。
 - ⑧ ④～⑦の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。
- 3 前二項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託または外国投資信託の償還金、解約金、収益の分配金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

第12条（換金時の取扱い）

前条に基づき、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託または外国証券取引口座で保管されている外国投資信託を換金するに当たっては、当組合の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第13条（規定等の変更）

この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定および第2条各号に定める約款・規定（以下、「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第14条（合意管轄）

この規定等に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2026年9月1日

非課税上場株式等管理、非課税累積投資

および特定非課税累積投資に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様(第2条第7項に規定する個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法(以下、「法」といいます。)第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例(以下、「特例」といいます。)の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約(法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定されるものをいいます。以下同じ。)について、法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。

- 2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第6号に規定する「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。
- 3 お客様と当組合の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めるところによるものとします。この約款と、当組合の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」その他の当組合が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出）

お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、記名押印し、当組合に提出するものとします。

- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)ならびに特定非課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。
- 2の2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合所定の依頼書を当組合に提出してください。

- 3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- 4 前四項の際、お客様には住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）（お客様が租税特別措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 5 第 1 項の非課税口座開設届出書が提出され、当組合が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。
- 6 第 2 項、第 2 項の 2 または第 3 項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下、あわせて「廃止通知書」といいます。）の提出を受けた場合、非課税口座は、これらの書類の提出があった日において開設されます。
- 7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 18 歳以上である居住者のお客様に限ります。
- 8 当組合に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。
- 9 非課税口座を当組合以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）を当組合に提出することはできません。
- 10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、または法第 37 条の 14 第 21 項第 2 号の規定により、お客様にかかる変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書にかかる提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様にかかる提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

第 2 条の 2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、または同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）

の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。

第3条（特定累積投資勘定の設定）

お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年以後の各年において設けられます。

- 2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- 3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除く。）が、新たに特定累積投資勘定を当組合に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。
- 4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、当該廃止通知書の提出または提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知書の提出または提供があつた場合には、同日）に設けられます。

第3条の2（特定非課税管理勘定の設定）

非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は、第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等（当組合が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。以下、「株式投資信託」といいます。）の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。

- 2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
- 3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止）

お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にす

で株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当組合にすでに設けられているときは、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。
- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- 4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当組合はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

第6条（非課税口座廃止届出書の提出）

お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。

- 2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた株式投資信託については、第11条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
- 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当組合はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第7条（特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」、「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。

- ① 第3条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの。ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。
 - ② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの。
- 2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、ならびに、取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

- 3 お客様が当組合において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「J A の投信つみたてサービス」取扱規定によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第 7 条の 2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。

- ① 第 3 条の 2 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当組合が行う有価証券の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得をした株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの。ただし、当該株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除きます。
 - イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が 1,200 万円を超える場合。
 - ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合。
 - ② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- 2 特定非課税管理勘定には、前項第 1 号に掲げる株式投資信託等で次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。
- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。
 - ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。
 - ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるものの以外のも。
 - イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること。
 - ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。

第8条（譲渡の方法）

お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡にかかる金銭の交付が当組合の本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うものとします。

第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

非課税口座に設けられた非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。

2 前項にかかわらず、第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。

3 第1項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。

3 第1項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第25条の13第20項の規定において準用する、同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条の3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

ただし、この場合でも特定累積投資勘定における特定銘柄に関しては、上記によらず、一般口座への移管となります。

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条の4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき設定した特定非課税管理勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

- ① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第10条（累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）

当組合は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当組合がお客様から住民票の写しその他租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当組合からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当組合に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第11条（非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等）

お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる収益分配金については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当組合がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限ります。）は、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。

2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。

3 お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累

積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。

- 4 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。
- 5 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。
- 6 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

第12条（非課税口座での取引である旨の申出）

お客様が特定非課税管理勘定を設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

- 2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額（分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。）が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合（特定銘柄を除きます。）において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

- 3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託（特定非課税管理勘定に受け入れることのできるものに限ります。）の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。
- 4 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。

- 5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている特定銘柄を譲渡される場合には、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する特定銘柄の取引かを申し出てください。

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡します。

第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知）

お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。）をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当組合は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付）

当組合は、法第 37 条の 14 第 35 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第 15 条（届出事項の変更）

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

- 2 非課税口座を開設している当組合の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当組合に提出するものとします。
- 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 23 項第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。
- 4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出するものとします。

第 16 条（取引の制限等）

当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種

確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

第17条（契約の解除）

この契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したときは解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。また、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当組合に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日
- ② 法第37条の14第23項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第25項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過日の属する年の12月31日）
- ③ お客様が当組合に対して、法第37条の14第23項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日
- ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日

第18条（免責事項）

お客様が第15条の変更手続きを怠ったこと、その他の当組合の責めによらない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当組合はその責めを負わないものとします。

以 上

2026年9月1日